

# 福島県退職職員の再就職に関する取扱要領

## 第1 目的

この要領は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 6 第 1 項の規定に基づき、福島県（以下「県」という。）を退職する職員の再就職についての取扱い及び公表の基準を定めることにより、福島県職員の再就職の公正性及び透明性を確保することを目的とする。

## 第2 適用範囲

この要領は、福島県知事部局を退職する一般職に属する職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）に適用する。

## 第3 企業への再就職

### 1 企業の範囲

この要領の適用対象となる企業は、株式会社等営利を目的とする法人とする。ただし、公共的団体等に含まれる法人を除くものとする。

### 2 再就職に関する情報の提供

県は、企業から求人要請があったときは、退職する職員にその情報を提供するにとどめるものとする。

## 第4 公共的団体等への再就職

### 1 公共的団体等の範囲

この要領の適用対象となる公共的団体等は、公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項に規定する公益的法人等をいう。）、県が出資する法人及び公益を目的とする法人格なき団体とする。

### 2 退職する職員の紹介

県は、公共的団体等から要請があったときは、その必要性等を検討した上で、真に必要な場合に限って退職する職員を紹介するものとする。

## 第5 再就職者による依頼等の規制

再就職者（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する再就職者をいう。）は、法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項並びに職員の退職管理に関する条例（平成 27 年福島県条例第 109 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

## 第6 依頼等の承認

法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の承認を得ようとする再就職者は、職員の退職管理に関する規則（平成 28 年福島県人事委員会規則第 15 号。以下「規則」という。）第 12 条の規定により、再就職者による依頼等の承認申請書（様式 1）を提出するものとする。

## 第7 再就職の届出

規則第22条の規定に掲げる職に就いている職員であった者は、離職後2年間、条例第3条に該当する再就職をした場合は、規則第24条の規定により、再就職状況報告書（様式2）を提出するものとする。

## 第8 再就職状況の公表

### 1 対象職員

公表対象職員の範囲は、本庁課長職以上又は出先機関の長で退職した職員とする。

### 2 公表内容

公表内容は、当該職員の氏名、退職時の職名、退職日、再就職先名、再就職先における役職名、再就職日とする。

### 3 公表時期

県は、毎年6月末現在の前年度退職職員の再就職状況について、7月末日までに公表するものとする。ただし、7月以降に再就職した職員については、次年度退職職員の再就職状況の公表に含めるものとする。

### 4 公表

公表を行うに当たっては、再就職先である企業又は公共的団体等に対して、あらかじめ団体名等が公表されることを説明するものとし、特段の事情がない限り、原則として公表するものとする。

## 第9 補則

この要領に定めるもののほか、退職職員の再就職の手続等に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成19年3月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年2月7日から施行する。

### 附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に作成されている様式1、様式2は、改正後の様式1、様式2とみなす。